

平成29年度第1回 尾張北部圏域保健医療福祉推進会議議事録

日時：平成29年9月7日（木）午後2時から

場所：春日井保健所 2階 講堂

発言者	発言内容
司会（春日井保健所 川合次長）	<p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から平成29年度第1回尾張北部圏域保健医療福祉推進会議を開催いたします。私は、本日の司会をさせていただきます春日井保健所次長の川合と申します。よろしくお願いいたします。本県では県庁さわやかサマースタイルキャンペーンを行っておりまして、事務局は軽装のネクタイで出席させていただいております。委員の皆様方におかれましても上着をお取りいただくなども軽装で御出席いただきたいと思っております。それでは、開会に先立ちまして、春日井保健所長の木村から御挨拶を申し上げます。</p>
春日井保健所 木村所長	<p>本日は、御多忙中のところ、当会議に、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>さて、本日の会議は、議事を2件用意しております。</p> <p>1件目は議題として、尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて、2件目は報告事項として、第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定についてであります。</p> <p>約50分という限られた時間の中ではございますが、意義ある会議にしたいと思いますので、積極的に御意見をいただきますようよろしくお願いいたします。</p>
司会	<p>続きまして、本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>次第、配席図、出席者名簿、愛知県圏域保健医療福祉会議開催要領、資料1「尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」、資料2「尾張北部医療圏保健医療計画（原案）」、資料3「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について」、資料4「第5期愛知県障害福祉計画の策定について」、「春日井保健所 事業概要」、「江南保健所 事業概要」を配布させていただきました。不足の資料等ありましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>本日は、今年度、第1回目の開催となりますので、本来であれば、御出席いただきました皆様を、お一人ずつ紹介すべきところではありますが、時間の都合もありますので、お手元の配席図、出席者名簿により、紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取扱いについて御説明いたします。この推進会議の開催要領第5第1項におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。本日は、議題を1件、報告事項を1件予定しておりますが、全て公開とさせていただきます。また、会議の内容につきましては、後日、春日井保健所のホームページに、職名及び氏名を掲載した会議録と会議資料を、掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、傍聴者であります。本日は傍聴希望者がございませんでしたので、報告させていただきます。</p> <p>続きまして、議長の選出であります。開催要領第4条第2項で、「会議の議長は、</p>

会議の開催の都度、互選により決定する」となっております。僭越ではございますが、本会議の議長につきまして、事務局から御提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。本会議は、地域における保健・医療・福祉に関する施策の総合的な検討、地域における意見集約の場として位置付けられたものでございます。日ごろから各分野で御尽力をいただいております春日井市医師会の福井会長様に議長の労をお取りいただけたらと思っております。

(異議なし)

ありがとうございました。御賛同をいただきましたので、議長を春日井市医師会の福井先生にお願いをいたします。それでは、福井先生、よろしくお願ひいたします。

議長（春日井市医師会
福井会長）

議長を務めます春日井市医師会の福井でございます。この会議はご案内のとおり尾張北部圏域における保健・医療・福祉に関する関係機関の連携を図ること及び関係者の御意見をお聞きすることなどを目的としております。御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の会議につきましては、冒頭での事務局からの説明のとおり、すべて公開として進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、(1) 議題「尾張北部医療圏保健医療計画の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事務局（春日井保健所
総務企画課 市瀬主
査）

春日井保健所 総務企画課の市瀬と申します。

尾張北部医療圏保健医療計画に見直しについて、資料1及び資料2により、ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。今回の医療計画の見直しの経緯、方針、スケジュールをご説明いたします。

まず、医療計画見直しの経緯についてですが、1にあるように、医療計画は、医療法において都道府県が定めるものとされており、従来は5年ごとに見直すこととされておりましたが、今回の医療計画からは、6年ごとに見直しを行うこととされました。

したがって、現行の医療計画が平成29年度末までのものでありますので、「2 計画期間」にありますように、今回の計画期間は平成30年度から35年度までの6年間となります。

次に、県が示しております「3 本県の見直し方針」についてですが、(1)にお

いて、次期医療計画は、引き続き県全体の計画及び2次医療圏ごとの医療圏計画で構成することとされています。

1つ飛びまして(3)ですが、基準病床数についても、国が昨年度末に新たに示した算定方法に基づき見直しを行うこととしています。

(4)ですが、現行の医療計画をベースにデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」について見直しを行うこととしております。

(5)ですが、次期医療計画と同時改定される介護保険事業計画との整合性を図ることとされております。なお、この点につきまして、7月31日に改正された医療計画作成指針においても、介護保険事業計画との整合性の確保については、「追って具体的な内容を示す。」とされているだけで、本日までに協議の場を設定することができておりませんでした。その後、具体的通知が発出されたのは8月10日で、通知から本日の会議までの期間が短く、議題等の調整ができておりません。そのため、介護保険事業計画との整合性の確保に係る協議の場については、後日、改めて、時期、会議体、構成員等について、関係者に御連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

続きまして、(6)ですが、次期周産期医療体制整備計画は、医療計画の「周産期医療対策」に一本化させることとしています。

次に「4 見直しスケジュール」についてです。

今年7月25日開催の、第1回尾張北部医療圏保健医療計画策定委員会におきまして、7月7日に開催された県の医療体制部会で示された県計画の素案を踏まえて作成した尾張北部医療圏保健医療計画のたたき台を、お示しさせていただき、ご議論いただきました。その後、医療計画策定委員会の委員の皆様へ意見照会等をさせていただき、今回、原案の案を作成いたしました。

本日は、この原案の案について、ご議論いただき、その内容を踏まえて原案を作成し、健康福祉部へ提出をさせていただき予定としております。

その後ですが、県で県医療体制部会及び医療審議会に諮った後、市町村、三師会等への意見照会やパブコメ等を行い、その結果を踏まえて原案の修正を行います。そして、30年1月開催予定の第2回の医療計画策定委員会で御議論いただき、2月開催の圏域会議に最終原案として提出させていただき予定です。

圏域会議では提出された最終原案を検討した後、案として健康福祉部へ提出し、2月の県医療体制部会を経て、3月の医療審議会にて答申を行なうスケジュールとなっております。

続きまして、今回の医療計画の見直しについてです。見直しの概要につきましては、資料1の2ページ目の左側に記載しましたが、資料2の尾張北部医療圏保健計画の原案の案により説明させていただきたいと思っております。

資料2につきましては、これまで、尾張北部医療圏保健医療計画の見直し検討にあたり、医療計画策定委員会の委員の皆様などからいただいたご意見等を踏まえ、作成したものでございます。

それでは、尾張北部医療圏保健医療計画 原案の案について、現行計画からの主

な見直し事項を中心にご説明いたします。なお、この原案は、現行からの見直し部分を見え消しにより表示しており、網掛けの部分が、前回の計画との変更部分になります。

それでは、資料2の表紙をお開きいただきたいと思います。

目次がございます。

「はじめに」、「第1章 地域の概況」から「第11章 健康危機管理対策」までで、章立て、構成に変更はございませんが、「第2章第3節」の「急性心筋梗塞対策」が県計画の見直しに併せて「心筋梗塞等の心血管疾患対策」に見直しております。なお、目次については、見え消しをしておりません。

それでは、各章ごとにご説明いたします。

1ページ「はじめに」です。

これまでの医療計画見直しの経過が記載されており、後段に今回の見直しについて、記載を追加いたしました。

次に2ページをご覧ください。この2ページから10ページまでの第1章「地域の状況」につきましては、時点修正のみの変更としております。

では、11ページをご覧ください。第2章第1節の「がん対策」です。「1 がんの患者数等」の項目では、全国がん登録が平成28年1月から開始されておりますことを追加記載しております。

次の12ページの一番上の○ですが、禁煙への取組について時点を修正し、禁煙サポート薬局について追加記載いたしました。

次に13ページの「4 緩和ケア等」の項目の1つ目の○の○ですが、名古屋徳洲会総合病院に、緩和ケア病棟が開設されましたので追加記載いたしました。

なお、今年度、愛知県がん対策推進計画第3期が策定されますので、「第1節がん対策」全体について、整合性を図り修正を行います。

次に19ページ、第2節「脳卒中対策」です。「3 医療提供体制」の「(1) 急性期治療」の1つ目の○について、愛知県脳卒中救急医療システムに、新たにさくら総合病院が加わりましたので、4病院に修正いたしました。

次に26ページ、第3節「心筋梗塞等の心血管疾患対策」です。「急性心筋梗塞」は、それ以外の心疾患を含めることとするため、「心筋梗塞等の心血管疾患対策」へ名称の見直しが行われました。

次のページの「5 医療連携体制」の3つ目の○について、当医療圏の心疾患患者の94%の人が、在宅等の生活の場に復帰しており、課題として、在宅復帰後においても基礎疾患や危険因子の管理が継続的に行われる必要があることから、追加記載しております。

次に30ページ、第4節「糖尿病対策」です。「1 糖尿病の現状」の項目について、当医療圏の状況を具体的に示すため、新たに2つ目の○として、特定健康診査結果を追加記載いたしました。

次に、「2 予防」の項目に、新たに3つ目の○として、外食を含めた食生活の管理が一層重要になってきており、栄養成分の表示や食育推進協力店の登録を行うなど、食環境整備をさらに進めていることを追加記載しました。

次に 34 ページ、第 5 節「精神保健医療対策」です。精神疾患については、現行医療計画とお示した原案の案とで、章立てが大きく変更となっております。これは、本年 3 月 31 日付けで国の「医療計画作成指針」が全面改正され、同時に「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」が出されたことを受けて、愛知県全体の地域保健医療計画の内容が、大幅に見直されることになったことに対応するものです。

まず 36 ページの「1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についてです。これは経緯としましては、長期入院精神障害者のスムーズな地域移行を実現するための体制整備を目指す中で生まれた概念ではありますが、その後、すでに地域で生活している精神障害者の方の支援も含む、より広い概念として提唱されるに至ったものです。

次に同じページの下になりますが、「2 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化」についてです。現在、愛知県の方向性としては、愛知県全体を一つの「精神医療圏」と位置付け、その中で体制整備を図ることとしており、一つの医療圏で精神科医療の提供体制がすべて完結することは想定しておりませんが、県の全体計画との整合性を図りながら、医療圏として取り組める内容を考慮し、それぞれの課題と取組みを記載いたしました。

次に 45 ページ、第 6 節「歯科保健医療対策」です。「歯科保健医療対策」は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「歯科口腔保健に関する基本的事項」に基づき、8020 運動発祥の地である愛知県では平成 25 年 3 月 29 日に、「あいち歯と口の健康づくり 8020 推進条例」が公布・施行され「愛知県歯科口腔保健基本計画」により推進しています。

歯科の施策につきましては、前回の計画から、ライフステージごとの特性を踏まえることなど、圏域計画にも反映してまいりました。今回の計画では、さらに、削除した○を含めて、上から 5 つ目、6 つ目○になりますが、在宅療養者児の在宅サービス及び地域包括ケアシステムについて追加記載を行うとともに時点修正を行いました。

次に 49 ページ、第 3 章「救急医療対策」です。春日井市民病院及び江南厚生病院が救命救急センターとして指定されましたので、「3 第 3 次救急医療体制」の項目に、両病院名を追加記載いたしました。

次に 54 ページ、第 4 章「災害対策医療」です。平成 27 年度に、尾張北部医療圏の医療救護活動計画を策定しましたので、当該計画に基づく修正をいたしました。削除した○を含めて、上から 5 つめの○ですが、春日井市民病院及び江南厚生病院が地域中核災害拠点病院に指定されましたので、両病院名を追加記載いたしました。

次に、56 ページの「3-2 発災時対策【発生後概ね 72 時間から 5 日間程度まで】」、及び次のページの「3-3 発災時対策【発生後概ね 5 日目以降】」の部分、並びに 61 ページの体系図について、災害派遣精神医療チーム（DPAT）についても記載いたしました。

次に 63 ページ、第 5 章「周産期医療対策」です。一番下の 3 について、県計画に併せ「妊娠期から切れ目のない支援」と改め、現状につきまして、その内容に沿って修正記載し、また、課題といたしましては、「支援体制の整備を推進していく必要」

<p>議長</p> <p>春日井市薬剤師会 塚本会長</p> <p>事務局（春日井保健所 市瀬主査）</p> <p>犬山扶桑歯科医師会</p>	<p>があることについて記載いたしました。</p> <p>次に 67 ページ、第 6 章「小児医療対策」です。68 ページをご覧ください。県計画にございます「3 保健・医療・福祉の連携」という項目を追加し、現状につきましては、保健所独自の内容であります連携会議や研修会の開催について記載し、また、課題といたしましては、医療、教育等地域関係機関と連携した支援が必要であることを記載いたしました。</p> <p>次に 70 ページ、第 7 章「在宅医療対策」です。72 ページをご覧ください。在宅医療の推進にあたっては、医療と介護の連携が重要であることから、患者をサポートしていく体制を構築するため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーなど多職種を対象にした研修の実施や、上から二つ目の〇のところに、現在開発中の地域もありますが、多職種間で在宅患者の情報をオンタイムで共有する在宅医療連携システムについても記載いたしました。</p> <p>次に 74 ページ、第 8 章「病診連携等推進対策」です。「2 具体的対応状況」についてですが、春日井市民病院、小牧市民病院、江南厚生病院について、地域の医療機関との連携が強化・推進されていることなどについて記載いたしました。</p> <p>75 ページの「3 地域医療支援病院」の項目についてですが、小牧市民病院が地域医療支援病院に承認されましたので、追加記載いたしました。</p> <p>次に 76 ページ、第 9 章「高齢者保健医療福祉対策」です。地域包括ケアについて記載し、その他について時点修正をさせていただきました。</p> <p>次に 79 ページ、第 10 章「薬局の機能強化等推進対策」です。在宅医療に関わる薬局の整備状況やお薬手帳などについて、時点修正いたしました。</p> <p>最後になりましたが、82 ページ、第 11 章「健康危機管理対策」についてですが、大きな変更点もないことから、時点修正とさせていただきました。</p> <p>以上、「尾張北部医療圏保健医療計画の見直し」についてご説明させていただきました。なお、全体的なこととなりますが、県計画の素案に沿って、当医療圏の医療計画の原案の案を作成しました。従って、県の素案で削除された事項やデータは、この原案の案では削除いたしました。</p> <p>また、本日の会議で、委員の皆様方から、追加、修正、削除の御意見をいただいた箇所につきましては、修正等を検討させていただいた上、原案として健康福祉部へ提出したいと思っております。</p> <p>簡単ではありましたが、以上で説明を終わります。ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。</p> <p>80 ページに「1 保険薬局、基準薬局等の状況」という項目がありますが、基準薬局制度は廃止されていますので、削っていただきたいと思います。</p> <p>削除させていただきます。</p> <p>50 ページの犬山市と扶桑町の歯科の休日当番の時間帯の変更を伝えていました</p>
---	---

青木会長	が、変更が反映されておりません。
事務局（春日井保健所市瀬主査）	確認して、修正します。
春日井市歯科医師会徳丸会長	春日井市医師会から意見を4項目出させていただきました。今日の素案のどこに反映されているかわかりづらいので、教えていただきたいと思います。
事務局（春日井保健所市瀬主査）	33ページの「糖尿病医療対策に関する体系図」に、「地区歯科医師会」と「地区薬剤師会」をいれた方がよいという意見をいただきましたので、入れさせていただきました。
春日井市歯科医師会徳丸会長	他の3項目である「在宅医療のかかりつけ歯科医」、「予防指導・ブラッシング」、「周産期の口腔管理」についてはどうか。
事務局（春日井保健所水越主任）	「在宅医療のかかりつけ歯科医」について、18ページの「がん 医療連携体系図」の説明文を「周産期の患者の状態を良好に保つため、必要に応じてかかりつけ歯科医による専門的な口腔管理が実施されます。」に修正いたしました。
事務局（春日井保健所小川健康支援課長）	「予防指導・ブラッシング」、「周産期の口腔管理」については、46ページの「2ライフステージを踏まえた歯科口腔保健対策」の課題にある「歯の形成期である胎児期から」の一文の中に含めて記載いたしました。
春日井市歯科医師会徳丸会長	分かりました。
春日井市歯科医師会徳丸会長	他に御意見・御質問がなければ、本議題については、今いただきましたご意見を踏まえて修正する部分については事務局において修正をした上で、原案を了承することとし、議長一任のもと健康福祉部へ提出するというところでよろしいでしょうか。
議長	（異議なし）
	それでは、了承とさせていただきます。
	次に「(2) 報告事項」に移らせていただきます。報告事項「第7期愛知県高齢者健康福祉計画の策定について」を事務局から説明をお願いします。
事務局（愛知県高齢福祉課 中西課長補佐）	愛知県健康福祉部高齢福祉課の課長補佐の中西でございます。日頃より、本県の高齢者福祉政策に対しまして、格別なる御理解、御協力を賜りこの場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。
	本日は、今年度、私共で策定いたします「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」の概要につきまして説明させていただきます。

資料3をお願いいたします。資料の左側「1 策定の目的等」でございます。今年度策定いたします愛知県高齢者健康福祉計画は、本県の総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づきます「介護保険事業支援計画」の二つの法定計画を一体的に作成するものでございまして、これを愛知県においては「愛知県高齢者健康福祉計画」という名称としているものでございます。

計画期間は、それぞれの法の規定に基づきまして3年間ということになっておりまして、現行の第6期計画が今年度末で満了しますので、今年度中に、平成30年度から32年度までを計画期間といたします第7期計画の方を策定するものです。

この計画の策定にあたりましては、国の方で定めます基本指針に即しまして、また県だけではなく介護保険の保険者であります市町村におかれましては介護保険事業計画を策定いただきますので、市町村の計画と整合も図りつつ、介護保険サービス毎の利用見込量や、それから施設のサービス目標、そういったものを定めてまいります。

続いて、「2 第7期計画の位置付け」でございます。今期の第6期計画以降の計画につきましては「地域包括ケア計画」と位置付けられまして、いわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳以上となる2025年、平成37年に向けて、各計画期間を通じて、段階的に地域包括ケアシステムを構築していくものとされております。第7期計画期間においては、第6期において開始いたしました医療・介護連携の取組を踏まえつつ、地域の実情に合わせた地域包括ケアの深化・推進を図るため、保険者機能の強化等の取組を進めるということにされております。

続きまして、「3 基本指針見直しの主なポイント」でございます。ここでは、策定の目的のところ少し触れました国の方が示しました基本指針の中に、今回新たに加わった事項、又は拡充が図られた事項のうち、主なものについて簡単に説明させていただきます。

まず、「(1) 高齢者の自立支援や重度化防止への取組及び取組に対する支援」でございます。本年6月に介護保険法の一部改正がございまして、この一部改正におきまして、保険者であります市町村におきましては、PDCAサイクルを活用した高齢者の自立支援や重度化防止に取り組んでいただくことになりました。具体的なイメージにつきましては、資料の右側のページの上の所に入らせていただきますので、そちらも見ていただければと思いますが、各市町村におかれましては、各種の統計データ等に基づきまして地域の実情、またそこから見えてきます地域課題を分析していただき、それらを踏まえた取組みの内容、またその取組みの具体的な目標値というものを今回から策定する計画の方に位置づけていただく。取組を進めていただいた上で、適切な指標に基づいて実績について評価をしていただき、評価の内容を公表していただくというサイクルを繰り返して行っていくことで、保険者機能の強化というものを図っていくものでございます。

愛知県としましては、研修等を通じまして、こうした取組が適切にきちんと進んでいくように、市町村の支援をさせていただくことを予定しているところです。

続きまして「(2) 地域ケア会議」の推進でございます。高齢者の個別事例の検討

や支援を通じまして、多職種協働によるネットワークの構築や地域課題の把握等を進める地域ケア会議につきましましては、従来から地域包括支援センターを中心に取組について進めていただいているところと思いますけれども、今回の指針におきましては、更なる推進を図るとということで、推進のための取組み等を新たに計画中に位置付けることというのが指針において明記されたところでございます。

「（３）医療計画との整合性の確保」についてでございます。地域包括ケアシステム構築のための在宅医療と介護の連携の推進につきましましては、現行の計画において既に位置付けられ、それぞれ地域において取組を進めているところでございますけれども、医療計画の説明の中にありましており、今回の改定から、医療計画と介護保険の計画の作成・見直しのサイクルが一致することになりますので、その二つの計画における整合性の確保をきちんと取った計画を策定することが位置付けられたものでございます。

続きまして「４ 計画の策定体制」についてでございます。県計画の策定にあたりましては、名古屋大学の松尾総長を委員長といたします「愛知県高齢者健康福祉計画策定検討委員会」を設置いたしまして、その中でいろいろと御意見の方を伺いながら、策定を進めてまいります。

最後に、「５ 策定のスケジュール」でございますけれども、去る８月９日に、第１回目の策定検討委員会の方を開催いたしました。１回銘の策定検討委員会におきましては、今回の計画の基本理念や基本目標といったところを中心にご意見をいただいたところでございます。内容といたしましては、７期計画の位置付けのところの説明いたしましたとおり、２０２５年に向けて、第６期から始めました地域包括ケアシステムの構築へ向けた取組を段階的に進めていくということでございますので、計画の基本理念、基本目標については、現行の第６期のものを引き続き踏襲していくことで御承認をいただいたところでございます。

この後といたしましては、現在市町村で作成している介護保険事業計画や第７期へ向けた取組状況などについてヒアリングなどをさせていただき、市町村計画との調整を行い、そこに県としての施策や目標などをとりまとめました計画素案を作成いたしまして、そちらの方を１２月下旬開催予定の第２回策定検討委員会で諮らせていただく予定としております。

年明けの、１月下旬に素案を用いてパブリックコメントを実施させていただき、その御意見等を踏まえた最終案を３月中旬開催予定の第３回策定検討委員会にお諮りした後、最終的な計画は、３月下旬に決定し、公表する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお願いします。

いかがでしょうか。もしないようでしたら、議事はこれで終了いたします。それでは、次第の最後「４ その他」ですが、事務局から何かございますか。

司会

本日、配布しております資料の「資料４ 第５期愛知県障害福祉計画の策定につ

<p>議長</p> <p>司会</p>	<p>いて」、「春日井保健所 事業概要」、「江南保健所 事業概要」につきましては、内容について、ご説明申し上げるのが本意ですが、恐縮ですが、後ほど、御覧になっていただければと存じます。</p> <p>なお、第5期愛知県障害福祉計画の策定につきまして、疑義等がございましたら、事務局へ問い合わせいただきまして、県の障害福祉課へ確認させていただきたいと思っております。そのご質問の内容につきましては、御回答を含めまして委員の皆様と共有していただくようお願いしたいと思います。以上でございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日予定されていた議事等は全て終了しました。進行にご協力いただき、誠に有難うございました。では、事務局にマイクをお返しします。</p> <p>活発なご意見をいただき、ありがとうございました。本日の会議の結果につきましては、事務局から県の健康福祉部へ報告させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。</p>
---------------------	---